マイナ免許証・署名用電子証明書等提出済み用

初めて
マイナ免許証を持つ方へのご案内

マイナ免許証　～こんなときどうするの？～

◎　運転するとき

運転免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。
（マイナンバーカードを搭載したスマートフォン等を携帯して運転することはできません。）
警察官からの求めでマイナ免許証を提示した場合は、マイナ免許証に記録された特定免許情報を読み取る措置を受けなければなりません。
また、運転する前には必ずマイナアプリ等でマイナ免許証の有効期限の確認をしましょう。（マイナンバーカードの有効期限とは異なりますので注意が必要です。）

◎　氏名・住所・生年月日が変更になったとき

ワンストップサービスの利用開始手続をしている方以外は、免許センター等への届出が必要です。必要書類や受付時間についてはHPをご覧ください。

◎　本籍が変更になったとき

詳細は、チラシ2ページ

本籍のオンライン変更申請をした方以外は、免許センター等への届出が必要です。
必要書類や受付時間についてはHPをご覧ください。

◎　運転免許証等の保有状況を変えたいとき

更新申請時以外でも、運転免許の保有状況を変更することができます。
保有状況は3種類です。申請される際は、各運転免許センターまでお問い合わせください。
①　運転免許証のみ　②　マイナ免許証のみ　③　運転免許証とマイナ免許証

◎　（更新時）オンライン講習を受けたいとき

優良・一般講習のみマイナアプリからオンライン講習を受講することができます。
事前にマイナアプリと連携させておく必要があります。

詳細は、チラシ3ページ

◎　マイナンバーカードのICチップが破損したとき

IC情報がないマイナンバーカードでは運転できません。新しいマイナンバーカードが交付された際には、特定免許情報の記録申請（手数料1,500円）が必要です。
申請される際は、各運転免許センターまでお問い合わせください。

◎　海外で国外免許証を持って運転したいとき

海外では国外免許証のほかに、日本の免許証の提示を求められる場合があります。
しかし、マイナ免許証を提示しても、免許情報の読み取りに対応していない可能性がありますので、従来の日本の運転免許証をお持ちください。

◎　マイナンバーカードを更新するとき

チラシ4ページを確認してください。

◎　マイナンバーカードや署名用電子証明書の有効期限が切れたとき

→運転免許の有効期限満了までは、マイナ免許証で運転することができます。
　ただし、ワンストップサービスの利用やオンライン講習の受講等はできません。
　また、期限が切れた後に、新しいマイナンバーカードの発行手続きを行った場合、新しいマイナンバーカードには免許情報が記録されていないため、運転をすることができません。
その際は、特定免許情報記録申請を行う必要があります。（手数料1，500円）

各種サービスのご案内
①　ワンストップサービス（マイナ免許証のみの方限定）

氏名・住所・生年月日に変更が生じた際に、市町村の窓口で手続き（住所等の変更届出と新たな署名用電子証明書の発行手続き）をすることで、免許センター等へ来場して行う変更の届出が不要になるサービスです。（同意した項目のみ適用）

事前に、免許センターやマイナアプリで利用開始手続をする必要があります。

※　当日に市区町村で署名用電子証明書の発行手続をしている場合は、申請できません。
　マイナアプリ連携を実施の上、翌日以降にマイナアプリから本サービスの利用開始手続を行ってください。

※　ワンストップサービスの利用状況を確認したい方は、マイナアプリから確認ができます。

※　署名用電子証明書の有効期間が切れた場合は利用できません。有効期間が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。

※　マイナアプリの操作方法については、「マイナポータルによる運転免許関連サービスの利用マニュアル」（警察庁HP）をご覧ください。

（　URL:https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/mynaportalmanual2025.pdf　）

各種サービスのご案内
②　マイナ免許証読み取りアプリ

マイナ免許証読み取りアプリでは、マイナ免許証に記録されている免許情報を読み取り、確認することができます。また、マイナ免許証の有効期限が近づくとスマートフォン等に通知されるように設定することができます。

※　読み取りには、マイナ免許証の暗証番号を使用します。（4桁の数字）

※　詳しくは、「マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト」（警察庁）を確認してください。

URL：https://myna-menkyo-app.npa.go.jp

※　「マイナ免許証読み取りアプリ」に関する問い合わせは下記のヘルプデスクまで
　電話番号　：　03－6831－3221　（通話料は自己負担となります）
　受付時間　：　平日　8:30～18:00　（土・日・祝日・年末年始を除く）

各種サービスのご案内
③　マイナアプリ

◆　マイナアプリと連携してできること

	免許情報の確認	オンライン講習の受講	本籍のオンライン変更	住所変更ワンストップサービス等の申請	免許証の期限等のお知らせ受信
マイナ免許証のみ	○	○	○	○	○
免許証とマイナ免許証（2枚持ち）	○	○	×	×	○

※　保有状況によって、できることが異なりますのでご注意ください。
※　オンライン講習は、優良・一般講習のみです。読み取りアプリでは受講できません。
※　本籍のオンライン変更は、変更があった都度、マイナアプリから申請を行ってください。自動では変更されません。
※　利用の仕方（アプリ内の操作方法）については、下記のマニュアルを確認してください。

◆　マイナアプリとマイナ免許証の連携手続きについて

マイナアプリでマイナ免許証の連携手続きをするためには、事前に各運転免許センターで利用規約に同意し、署名用電子証明書を提出する必要があります。

署名用電子証明書を提出後、スマートフォン等でマイナアプリを開き、ホーム画面にある「運転免許」の画面から、「連携をはじめる」のボタンを押して連携手続きの作業してください。

※　署名用電子証明書の処理に時間を要するため、提出直後に連携手続きはできません。時間を空けて、作業を行ってください。（おおむね 24 時間後から手続き可能です。）
※　マイナアプリの操作方法については、「マイナポータルによる運転免許関連サービスの利用マニュアル」（警察庁HP）をご確認ください。

（　URL:https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/mynaportalmanual2025.pdf　）

問い合わせ先

宮城県免許センター　022-373-3601　石巻免許センター　0225-83-6211
古川免許センター　0229-22-8011　仙南免許センター　0224-53-0111
気仙沼警察署　0226-22-7171



マイナ免許証をお持ちの方へ
マイナンバーカードを更新する際の注意点

令和７年９月１日から、マイナンバーカードを更新する際に、免許情報が新しいマイナンバーカードに引き継がれる手続きが開始されました！

ただし、申請方法等によっては免許情報が引き継がれず、マイナ免許証としては利用できなくなってしまうので注意が必要です。

マイナンバーカードの更新予定の方は、必ず、以下の内容をご確認ください。

免許情報を引き継ぐためのマイナンバーカードの更新方法

① 事前に免許センターで署名用電子証明書の提出を行う。
（マイナアプリ連携等のために既に提出をした方は不要です。）

② 市区町村から受け取った交付申請書を確認し、オンラインでマイナンバーカードの交付申請を行う。（オンライン申請以外は免許情報が引き継がれません。）

③ マイナンバーカードの交付申請の画面で、「マイナ免許証をお持ちの方」を選択し、「特定免許情報記録番号」を正しく入力、新しいマイナンバーカードについて「署名用電子証明書の発行」を希望する。

④ 申請後、市区町村から送付された交付通知書で、新しいマイナンバーカードに免許情報が引き継がれているか確認できる。

※ マイナンバーカードの更新期間と免許証の更新期間が重なった場合、誕生日の3ヶ月前から手続き可能となるマイナンバーカードの更新を早期に行い、新カードを受け取り後、免許証の更新（誕生日の前後１ヶ月）を受けることを推奨します。

※ 新しいマイナンバーカードを受け取りましたら、マイナ免許証読み取りアプリ等を使用して、正常に免許情報が引き継がれているかを確認してください。

こんなときは、免許情報が引き継がれません

- オンライン以外で更新申請をした場合（例：窓口、郵送、証明写真機等で申請の場合）
- 交付申請で、署名用電子証明書の発行を希望しなかった場合
- 氏名や住所に使用できない文字が含まれているなどの理由により発行工場において、署名用電子証明書を新カードに搭載できない場合（詳しくは、市区町村に確認してください。）
- 特定免許情報記録番号の入力を間違えた場合（運転免許証の番号とは異なる場合がありますので、必ずマイナ免許証読み取りアプリ等で確認してください。）
- 事前に免許センターで署名用電子証明書を提出していない場合
- マイナンバーカード・署名用電子証明書が失効している場合
- 交付申請後に、免許情報を書き換えた場合（書換え前の免許情報が引き継がれます。）

免許情報がないマイナンバーカードが交付された場合には

免許情報記録がないマイナンバーカードでは運転ができません。その場合には、免許センターで特定免許情報記録の申請を行う必要があります。各免許センターまでお問い合わせください。